

保戸島橋の通行規制について

関市基盤整備部土木課

関市では、市道の橋梁点検を順次実施しておりますが、今回、下白金・保明地内に架かる保戸島橋の車道部において、橋梁の機能に支障が生じている箇所が複数確認されました。

そこで、橋梁を安全に通行して頂くため、下記の通り通行規制を行います。地域の皆様には大変ご迷惑をお掛け致しますが、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

記

規制内容：自動車等の車両の通行を禁止します。(バリケードを設置)

ただし、歩行者及び自転車の通行は可能です。(歩道部通行可能)

規制実施日：平成 31 年 1 月 15 日 ～ 修繕が完了するまで

※バス路線については別紙のとおり



連絡先 関市役所基盤整備部土木課 23-7336 (直通)
担当 宮嶋、神山